

2026年3月17日

株式会社バトンズ

代表取締役 CEO 神瀬 悠一

問合せ先：

執行役員 CFO

木村 博史

03-6773-5004

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

※当社は3月31日付で、Ⅰ. 2. 「資本構成」の「補足説明」及びⅢ. 2. 「IRに関する活動状況」の開示内容の変更を行っており、その変更箇所に\_\_\_\_\_を付して表示しております。

Ⅰ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はM&Aのハードルを下げることで、多くの価値ある事業を次世代に繋ぐ支援をすることを目標とし、「誰でも、何処でも、簡単に、自由に、M&Aが出来る社会を実現する」をビジョンとして掲げております。

当ビジョンを実現するために株主様をはじめとして、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーからの付託に応えることを目指しております。このためには、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みが必須であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本 M&A センターホールディングス	1,400,000	32.47
神瀬 悠一	950,000	22.03
宮竹 秀太郎	599,900	13.91
XTech2 号投資事業有限責任組合	365,000	8.46
アニマルスピリッツ 1 号投資事業有限責任組合	352,500	8.17
DIMENSION2 号投資事業有限責任組合	315,000	7.30
バトンズ社員持株会	89,900	2.08

鈴木 安夫	65,000	1.51
渡部 恒郎	30,000	0.70
林田 幸一	20,000	0.46
朝倉 祐介	20,000	0.46

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社日本 M&amp;A センターホールディングス(以下、同社)は、当社の大株主であるとともに、当社は同社の持分法適用会社に該当します。</li> <li>・同社は連結子会社及び持分法適用関連会社で構成されており、グループ会社の経営管理等を主たる事業としております（純粋持株会社）。グループ会社は主に M&amp;A の仲介業務を主たる事業としておりますが、当社はインターネットを活用した M&amp;A・事業承継支援プラットフォーム事業者として運営しており、グループ内の事業領域における棲み分けを図っています。当社においても一部 M&amp;A の仲介業務を実施しているものの、同社からの役員派遣及び役員の兼任はなく、それぞれ独立した経営判断に基づいて対応しております。</li> <li>・同社のグループにおいて、当社の主な事業内容と同事業を展開しているグループ企業はございません。</li> <li>・経営判断するにあたり同社の承認を必要とする事項等はありません。</li> </ul>
--

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田中 優子	他の会社の出身者													
永田 靖子	他の会社の出身者													
浅野 恵理	税理士													
江端 重信	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 優子		○	—	同規模の経営経験および、プラットフォームでの経験から、当社の事業成長に寄与いただけると判断し、社外取締役を選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
永田 靖子	○	○	—	創業期から長らく日本M&Aセンターを支え、事業を発展させてきたご経験から、当社の事業成長に寄与いただけると判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
浅野 恵理	○	○	—	これまでの税理士としての豊富なご経験から、当社の事業成長に寄与いただけると判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の

				定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
江端 重信	○	○	—	これまでの弁護士としての豊富なご経験から、当社の事業成長に寄与いただけると判断し、社外取締役を選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の事業規模に照らして、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は必要がないと判断しているため、監査等委員会事務局は設置しておらず、監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会運営に関する事務は、常勤監査等委員が対応しております。なお、監査等委員が必要とした場合、監査等委員の業務補助または監査等委員会の事務局として監査等委員会スタッフを設けることができることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、以下の連携等により、各監査機能の質的向上を図っており

ます。

(監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の三者での連携)

監査計画の相互の説明・報告、及び定期的な面談の実施による課題、問題点やその改善状況の情報共有を通じて、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の三者で連携を取っております。

(監査等委員と内部監査責任者との連携)

常勤監査等委員と内部監査室は、毎週会合を持ち、密接に情報交換・連携を実施して、監査活動にあっております。

(監査等委員と監査法人との連携)

定期的に会合を持ち、情報交換を実施して、監査の充実に努めております。

(内部監査責任者と監査法人との連携)

定期的に会合を持ち、内部監査の実施状況及びJ-SOXの実施状況等内部統制の相互確認を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。
-----------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
---

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上であるものが存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、監査等委員でない取締役の報酬額等の額又はその算定方法の決定に関する方針として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定方針」を定めております。具体的には、監査等委員でない取締役の報酬等については、株主総会で定めた取締役の報酬等の上限額の範囲内で、監査等委員会において各取締役の報酬等の配分案について審議の上、取締役会に対し助言・提言を行い、これを参考に取締役会においてそれぞれ個人別の報酬額を審議し決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で定めた監査等委員である取締役の報酬等の上限額の範囲内で、監査等委員会においてそれぞれ個人別の報酬額を審議し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートは統括グループで行っており、事前に取り締役会の資料を配布し、必要に応じて事前の説明を行うことで、社外取締役が十分に検討する時間を確保しております。また、議論すべきことが顕在化しているアジェンダについては、年間のアジェンダスケジュールを作成し、社外取締役が十分に準備できる時間を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として内部監査室を設置しております。また、コンプライアンス委員会を定期的に開催しており、全社でリスク管理体制の推進を図っております。

a.取締役会

取締役会は、定時取締役会を開催するほか、重要案件発生時には随時臨時取締役会を開催し、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。緊急の重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催いたします。また、経営の監督・監視機能を強化

するため、社外取締役については、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。

**b. 監査等委員会**

当社では、経営に対する監査の強化を図るため、会社の機関として監査等委員である取締役 3 名から構成される監査等委員会を設置しております。監査等委員会は、定時監査等委員会を開催し、監査等委員である取締役による監査・監督の向上を図っております。また、監査等委員である取締役は取締役会をはじめとした社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と積極的に情報交換を行い緊密な連携をとっております。

監査等委員会委員長は、当社の業務に精通し、コーポレート・ガバナンスに精通した人物を選任し、株主総会に諮っております。その他の監査等委員については、コーポレート・ガバナンスの観点から適切と思える人物を監査等委員である取締役候補者として選任し、株主総会に諮っております。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で総枠の報酬決議を得ております。監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員の協議にて決定しております。

**c. 会計監査人**

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

**d. コンプライアンス委員会**

当社は、当社におけるコンプライアンス及び社会的信用の維持・向上をはかることを目的とした「コンプライアンス規程」を制定しており、その活動推進、体制構築をはかる機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は定例会として2ヶ月に1回、また必要に応じ臨時で開催しており、当社のトラブル/クレームへの対応及び未然防止を含むコンプライアンスに関する事項の審議と方針決定等を行っております。

コンプライアンス委員会は、常勤役員及び管理・人事・統括グループの各 GM のうち最低3名以上から構成され、常勤役員のうち1名をコンプライアンス責任者、コンプライアンス統括室責任者をコンプライアンス管理者としております。また、現在のメンバーは、常務取締役 CQO (コンプライアンス責任者)、執行役員 CLO 兼 CCO (コンプライアンス管理者)、代表取締役 CEO、取締役監査等委員会委員長、執行役員 CPO、執行役員人事担当、内部監査室室長であります。

**3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由**

取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、業務の執行に係る意思決定を迅速に行うことを目的として、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

**Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

**1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み**

	補足説明
株主総会招集通知	株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、早期発送に努め

の早期発送	てまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席いただくため、集中日を避けた開催となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会は現時点においては開催しておりませんが、今後の開催について検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向け決算説明会は現時点において開催しておりませんが、今後は四半期決算ごとの開催について検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家のニーズに鑑みて今後検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社のIR専用サイトにIR資料の掲載を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理・財務部門の所管とし、経理・財務部門責任者をIR担当責任者としてIR活動に向けた体制を構築しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は、コンプライアンス基本方針を定めており、ステークホルダーに対して従業員が取るべき行動指針として当社役員・従業員等に広く周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後の検討課題として認識しております。 なお、サステナビリティに関する取り組みに関しては有価証券報告書の、「2【サステナビリティに関する考え方及び取組】」の項目に記載しております。
ステークホルダーに 対する情報提供に係 る方針等の策定	ステークホルダーに対して適時適切に会社情報を提供することができるよう、適時開示規程を定めております。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり「内部統制システム整備の基本方針」を取締役会において定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) ビジョン、ミッション、バリューを定め、取締役及び使用人（以下「役職員」という。）に、これらの浸透を図る。

2) 当社役職員が遵守しなければならないコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

3) コーポレート部門を管掌する取締役がコンプライアンスに対する整備、運用を統括し、コンプライアンス部門を管掌する執行役員 CCO（Chief Compliance Officer）が、当社のコンプライアンス活動を推進する。

4) 定期的にコンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する事項の報告を受け、協議を行う。

5) 当社役職員が法令や社内規程の遵守を徹底するために定期的に教育・研修を実施する。

6) 内部通報窓口を設けることで適時に相談・通報を受け、問題の早期発見、未然の防止、是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努める。

7) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等の法定文書のほか、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づいて、適切に保存及び管理する。

2)取締役は、これらの文書等の閲覧を要請した場合、速やかに閲覧できるものとする。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)リスクを的確に把握し、そのリスクの影響度、発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を講じる等により、リスクの最小化を図る。

2)リスクマネジメント規程を制定し、当社役職員は、業務の遂行にあたって、法令、定款及び会社の定める規程などリスク管理に関するルールを遵守し、各種リスクの回避、軽減および移転その他必要な措置を講じる。

3)情報セキュリティについて、情報セキュリティ方針及び個人情報保護方針を定め、CCO（Chief Compliance Officer）を情報セキュリティ管理業務の実行責任者とし、コーポレート IT 部門が中心となって、情報セキュリティ向上に向けた取組を行う。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)取締役会の経営の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離することで、意思決定の迅速化と権限及び責任の明確化を図る。

2)取締役会規程、組織及び職務分掌規程、職務権限規程を定め、役職員の職務や権限、責任の明確化を図る。

3)取締役会を毎月 1 回定期的に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、機動的に意見交換及び意思決定を行う。

5.監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項

1)取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助する使用人（以下、「監査スタッフ」という。）を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

6.監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

1)監査スタッフは、監査等委員以外の取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。

2)監査スタッフの人事異動、人事考課及び懲戒については、常勤監査等委員の同意を得てこれを行う。

7.監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1)監査スタッフは、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保できる。

2)監査スタッフは、監査等委員に同行して、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加できる。

3)当社役職員は、監査スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

4)監査スタッフは、必要に応じて、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用して監査業務に関する助言を受けることができる。

8.取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1)監査等委員は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、役職員から職務遂行状況の報告を求めることができる。
- 2)当社役職員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員に報告する。
- 3)当社役職員は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく報告する。
- 4)当社役職員が監査等委員に対して直接報告等を行うことができる内部通報窓口を設置する。

9.監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1)監査等委員会へ報告をした当社役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

10.監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1)監査等委員がその職務の執行について生ずる費用を請求する場合には、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、すみやかに請求に応じてこれを処理する。

11.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1)監査等委員会には、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を確保する。
- 2)監査等委員は、代表取締役と定期的に、経営方針、重大なリスクや対処すべき課題、内部統制システムの整備及び運用状況等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- 3)監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- 4)監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用することができる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。経営会議をはじめとする当社の主要な会議体や、コンプライアンス委員会の設置、全体会議などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は次のとおりです。

- (1) 新規取引先に対するチェックの方法

シンプルフォーム社の提供する SimpleCheck（公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターから入

手している「暴力団関係者のデータベース」との突合を含み、インターネット上の風評被害等を調査。)を使用し、当該新規取引先、役員を対象としてチェックを行っています。チェックの結果、追加調査の必要がある場合には、日経テレコンによる事件記事の検索による調査を行っています。なお、全ての取引契約においていわゆる反社条項を設けており、反社条項に違反した場合の契約解除条件を明確に定めております。

(2) 既存取引先に対するチェックの方法

新規取引を開始する際はもちろん、既存の継続的なお取引先に対しても、年に1度「暴力団関係者のデータベース」による照会を実施し、適正性を確認しております。

(3) 株主に対するチェックの方法

第三者割当の場合には、割当先について事前に役員・株主等について、シンプルフォーム社の提供するSimpleCheckによる反社会的勢力チェックと風評被害等の調査、日経テレコンによる記事検索を行い、調査をしております。また、上場後においても大株主を確認対象とする方針であります。

(4) 役員に対するチェックの方法

社外から取締役又は監査役を招聘する場合には、シンプルフォーム社の提供するSimpleCheckによる反社会的勢力チェックと風評被害等の調査、日経テレコンによる記事検索を行い、調査をしております。

(5) 従業員に対するチェックの方法

従業員の採用に際して、シンプルフォーム社の提供するSimpleCheckによる反社会的勢力チェックと風評被害等の調査、日経テレコンによる記事検索を行い、調査をしております。

V. その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

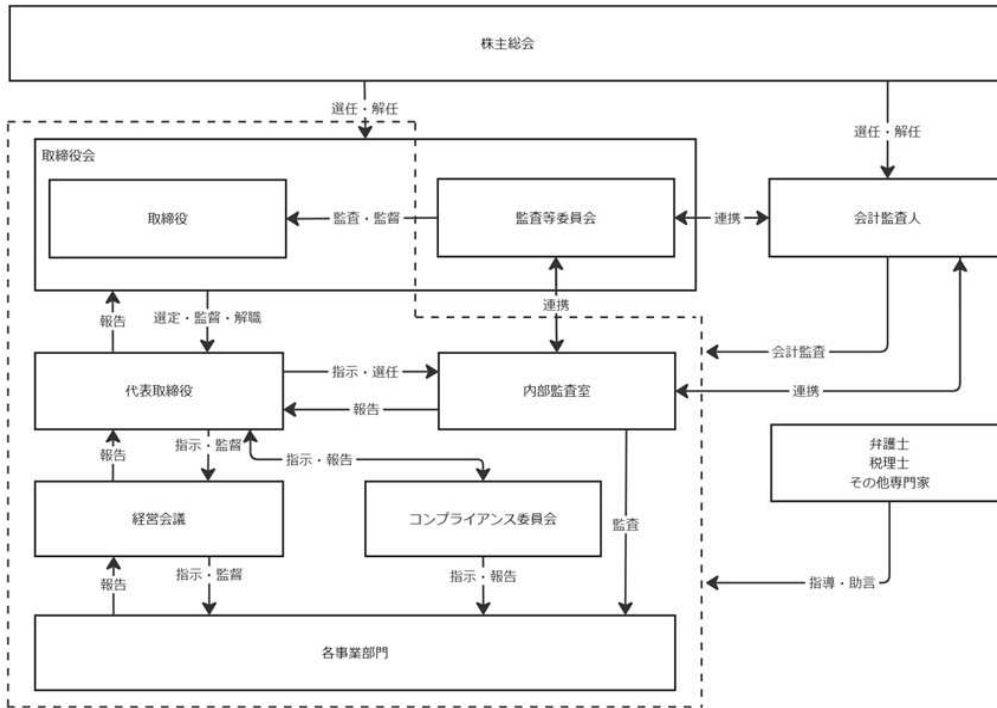
—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。

参考資料：模式図

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示手続きに関するフロー】



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

以上

2026年3月17日

株式会社バトンズ

代表取締役 CEO 神瀬 悠一

問合せ先：

執行役員 CFO

木村 博史

03-6773-5004

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はM&Aのハードルを下げることで、多くの価値ある事業を次世代に繋ぐ支援をすることを目標とし、「誰でも、何処でも、簡単に、自由に、M&Aが出来る社会を実現する」をビジョンとして掲げております。

当ビジョンを実現するために株主様をはじめとして、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーからの付託に応えることを目指しております。このためには、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みが必須であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本 M&A センターホールディングス	1,400,000	32.47
神瀬 悠一	950,000	22.03
宮竹 秀太郎	599,900	13.91
XTech2 号投資事業有限責任組合	365,000	8.46
アニマルスピリッツ 1 号投資事業有限責任組合	352,500	8.17
DIMENSION2 号投資事業有限責任組合	315,000	7.30
バトンズ社員持株会	89,900	2.08
鈴木 安夫	65,000	1.51
渡部 恒郎	30,000	0.70

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

林田 幸一	20,000	0.46
朝倉 祐介	20,000	0.46

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
------	---

親会社の上場取引所	—
-----------	---

### 補足説明

大株主の状況は、上場に行っていた公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映していません。

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

・株式会社日本 M&A センターホールディングス(以下、同社)は、当社の大株主であるとともに、当社は同社の持分法適用会社に該当します。

・同社は連結子会社及び持分法適用関連会社で構成されており、グループ会社の経営管理等を主たる事業としております（純粋持株会社）。グループ会社は主に M&A の仲介業務を主たる事業としておりますが、当社はインターネットを活用した M&A・事業承継支援プラットフォーム事業者として運営しており、グループ内の事業領域における棲み分けを図っています。当社においても一部 M&A の仲介業務を実施しているものの、同社からの役員派遣及び役員の兼任はなく、それぞれ独立した経営判断に基づいて対応しております。

・同社のグループにおいて、当社の主な事業内容と同事業を展開しているグループ企業はございません。

・経営判断するにあたり同社の承認を必要とする事項等はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田中 優子	他の会社の出身者													
永田 靖子	他の会社の出身者													
浅野 恵理	税理士													
江端 重信	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	監査等	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----	----	--------------	-------

	委員	役員		
田中 優子		○	—	<p>同規模の経営経験および、プラットフォームでの経験から、当社の事業成長に寄与いただけると判断し、社外取締役を選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
永田 靖子	○	○	—	<p>創業期から長らく日本M&amp;Aセンターを支え、事業を発展させてきたご経験から、当社の事業成長に寄与いただけると判断し、社外取締役を選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
浅野 恵理	○	○	—	<p>これまでの税理士としての豊富なご経験から、当社の事業成長に寄与いただけると判断し、社外取締役を選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定める独立役員要件を</p>

				満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
江端 重信	○	○	—	これまでの弁護士としての豊富なご経験から、当社の事業成長に寄与いただけると判断し、社外取締役を選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の事業規模に照らして、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は必要ないと判断しているため、監査等委員会事務局は設置しておらず、監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会運営に関する事務は、常勤監査等委員が対応しております。なお、監査等委員が必要とした場合、監査等委員の業務補助または監査等委員会の事務局として監査等委員会スタッフを設けることができます。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、以下の連携等により、各監査機能の質的向上を図っております。

(監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の三者での連携)

監査計画の相互の説明・報告、及び定期的な面談の実施による課題、問題点やその改善状況の情報共有を通じて、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の三者で連携を取っております。

(監査等委員と内部監査責任者との連携)

常勤監査等委員と内部監査室は、毎週会合を持ち、密接に情報交換・連携を実施して、監査活動にあっております。

(監査等委員と監査法人との連携)

定期的に会合を持ち、情報交換を実施して、監査の充実に努めております。

(内部監査責任者と監査法人との連携)

定期的に会合を持ち、内部監査の実施状況及びJ-SOXの実施状況等内部統制の相互確認を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。
-----------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
---

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上であるものが存在しないため、報酬の個別開示は行っていません。取締役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、監査等委員でない取締役の報酬額等の額又はその算定方法の決定に関する方針として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定方針」を定めております。具体的には、監査等委員でない取締役の報酬等については、株主総会で定めた取締役の報酬等の上限額の範囲内で、監査等委員会において各取締役の報酬等の配分案について審議の上、取締役会に対し助言・提言を行い、これを参考に取締役会においてそれぞれ個人別の報酬額を審議し決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で定めた監査等委員である取締役の報酬等の上限額の範囲内で、監査等委員会においてそれぞれ個人別の報酬額を審議し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートは統括グループで行っており、事前に取締役会の資料を配布し、必要に応じて事前の説明を行うことで、社外取締役が十分に検討する時間を確保しております。また、議論すべきことが顕在化しているアジェンダについては、年間のアジェンダスケジュールを作成し、社外取締役が十分に準備できる時間を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として内部監査室を設置しております。また、コンプライアンス委員会を定期的開催しており、全社でリスク管理体制の推進を図っております。

a.取締役会

取締役会は、定時取締役会を開催するほか、重要案件発生時には随時臨時取締役会を開催し、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。緊急の重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催いたします。また、経営の監督・監視機能を強化するため、社外取締役については、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受ける

ことで、取締役会の監督機能強化を図っております。

**b. 監査等委員会**

当社では、経営に対する監査の強化を図るため、会社の機関として監査等委員である取締役 3 名から構成される監査等委員会を設置しております。監査等委員会は、定時監査等委員会を開催し、監査等委員である取締役による監査・監督の向上を図っております。また、監査等委員である取締役は取締役会をはじめとした社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と積極的に情報交換を行い緊密な連携をとっております。

監査等委員会委員長は、当社の業務に精通し、コーポレート・ガバナンスに精通した人物を選任し、株主総会に諮っております。その他の監査等委員については、コーポレート・ガバナンスの観点から適切と思える人物を監査等委員である取締役候補者として選任し、株主総会に諮っております。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で総枠の報酬決議を得ております。監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員の協議にて決定しております。

**c. 会計監査人**

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

**d. コンプライアンス委員会**

当社は、当社におけるコンプライアンス及び社会的信用の維持・向上をはかることを目的とした「コンプライアンス規程」を制定しており、その活動推進、体制構築をはかる機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は定例会として2ヶ月に1回、また必要に応じて臨時で開催しており、当社のトラブル/クレームへの対応及び未然防止を含むコンプライアンスに関する事項の審議と方針決定等を行っております。

コンプライアンス委員会は、常勤役員及び管理・人事・統括グループの各 GM のうち最低3名以上から構成され、常勤役員のうち1名をコンプライアンス責任者、コンプライアンス統括室責任者をコンプライアンス管理者としております。また、現在のメンバーは、常務取締役 CQO (コンプライアンス責任者)、執行役員 CLO 兼 CCO (コンプライアンス管理者)、代表取締役 CEO、取締役監査等委員会委員長、執行役員 CPO、執行役員人事担当、内部監査室室長であります。

**3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由**

取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、業務の執行に係る意思決定を迅速に行うことを目的として、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

**Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

**1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み**

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、早期発送に努めてまいります。

集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただくため、集中日を避けた開催となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト内において、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会は現時点においては開催しておりませんが、今後の開催について検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向け決算説明会は現時点において開催しておりませんが、今後は四半期決算ごとの開催について検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家のニーズに鑑みて今後検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	以下当社ウェブサイトにおいて掲載しております。 <a href="https://www.●●">https://www.●●</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理・財務部門の所管とし、経理・財務部門責任者をIR担当責任者としてIR活動に向けた体制を構築しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	当社は、コンプライアンス基本方針を定めており、ステークホルダーに対して従

ステークホルダーの立場の尊重について規定	業員が取るべき行動指針として当社役員・従業員等に広く周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題として認識しております。 なお、サステナビリティに関する取り組みに関しては有価証券報告書の、「2【サステナビリティに関する考え方及び取組】」の項目に記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対して適時適切に会社情報を提供することができるよう、適時開示規程を定めております。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり「内部統制システム整備の基本方針」を取締役会において定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) ビジョン、ミッション、バリューを定め、取締役及び使用人（以下「役職員」という。）に、これらの浸透を図る。
- 2) 当社役職員が遵守しなければならないコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- 3) コーポレート部門を管掌する取締役がコンプライアンスに対する整備、運用を統括し、コンプライアンス部門を管掌する執行役員 CCO（Chief Compliance Officer）が、当社のコンプライアンス活動を推進する。
- 4) 定期的にコンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する事項の報告を受け、協議を行う。
- 5) 当社役職員が法令や社内規程の遵守を徹底するために定期的に教育・研修を実施する。
- 6) 内部通報窓口を設けることで適時に相談・通報を受け、問題の早期発見、未然の防止、是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努める。
- 7) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等の法定文書のほか、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づいて、適切に保存及び管理する。
- 2) 取締役は、これらの文書等の閲覧を要請した場合、速やかに閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) リスクを的確に把握し、そのリスクの影響度、発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を講じる等により、リスクの最小化を図る。

2) リスクマネジメント規程を制定し、当社役職員は、業務の遂行にあたって、法令、定款及び会社の定める規程などリスク管理に関するルールを遵守し、各種リスクの回避、軽減および移転その他必要な措置を講じる。

3) 情報セキュリティについて、情報セキュリティ方針及び個人情報保護方針を定め、CCO (Chief Compliance Officer) を情報セキュリティ管理業務の実行責任者とし、コーポレート IT 部門が中心となって、情報セキュリティ向上に向けた取組を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会の経営の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離することで、意思決定の迅速化と権限及び責任の明確化を図る。

2) 取締役会規程、組織及び職務分掌規程、職務権限規程を定め、役職員の職務や権限、責任の明確化を図る。

3) 取締役会を毎月 1 回定期的に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、機動的に意見交換及び意思決定を行う。

5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項

1) 取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助する使用人（以下、「監査スタッフ」という。）を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

6. 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 監査スタッフは、監査等委員以外の取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。

2) 監査スタッフの人事異動、人事考課及び懲戒については、常勤監査等委員の同意を得てこれを行う。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査スタッフは、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保できる。

2) 監査スタッフは、監査等委員に同行して、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加できる。

3) 当社役職員は、監査スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

4) 監査スタッフは、必要に応じて、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用して監査業務に関する助言を受けることができる。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体

制

- 1) 監査等委員は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、役職員から職務遂行状況の報告を求められることができる。
- 2) 当社役職員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員に報告する。
- 3) 当社役職員は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく報告する。
- 4) 当社役職員が監査等委員に対して直接報告等を行うことができる内部通報窓口を設置する。

9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 監査等委員会へ報告をした当社役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用を請求する場合には、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに請求に応じてこれを処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会には、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を確保する。
- 2) 監査等委員は、代表取締役と定期的に、経営方針、重大なリスクや対処すべき課題、内部統制システムの整備及び運用状況等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- 3) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- 4) 監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用することができる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。経営会議をはじめとする当社の主要な会議体や、コンプライアンス委員会の設置、全体会議などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は次のとおりです。

### (1) 新規取引先に対するチェックの方法

シンプルフォーム社の提供する SimpleCheck（公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターから入手している「暴力団関係者のデータベース」との突合を含み、インターネット上の風評被害等を調査。）

を使用し、当該新規取引先、役員を対象としてチェックを行っています。チェックの結果、追加調査の必要がある場合には、日経テレコンによる事件記事の検索による調査を行っています。なお、全ての取引契約においていわゆる反社条項を設けており、反社条項に違反した場合の契約解除条件を明確に定めております。

(2) 既存取引先に対するチェックの方法

新規取引を開始する際はもちろん、既存の継続的なお取引先に対しても、年に1度「暴力団関係者のデータベース」による照会を実施し、適正性を確認しております。

(3) 株主に対するチェックの方法

第三者割当の場合には、割当先について事前に役員・株主等について、シンプルフォーム社の提供する SimpleCheck による反社会的勢力チェックと風評被害等の調査、日経テレコンによる記事検索を行い、調査をしております。また、上場後においても大株主を確認対象とする方針であります。

(4) 役員に対するチェックの方法

社外から取締役又は監査役を招聘する場合には、シンプルフォーム社の提供する SimpleCheck による反社会的勢力チェックと風評被害等の調査、日経テレコンによる記事検索を行い、調査をしております。

(5) 従業員に対するチェックの方法

従業員の採用に際して、シンプルフォーム社の提供する SimpleCheck による反社会的勢力チェックと風評被害等の調査、日経テレコンによる記事検索を行い、調査をしております。

V. その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。

